

# オレンジハウス

## 重要事項説明書

2024.6.1

当事業所は、ご契約に対し指定（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上注意していただきたいことを、次の通り説明します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」および「要介護」と認定された方が対象となります。要介護（要支援）認定申請中の方もサービス利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 仁水会
- (2) 所在地 熊本県宇城市松橋町久具323番地の1
- (3) 電話番号 0964-32-2207
- (4) 代表者 清水 寛

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類：指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所  
指定番号 4371300189
- (2) 事業所の目的：要介護（要支援）状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称：オレンジハウス
- (4) 所在地：宇城市小川町南部田131番地の1
- (5) 電話番号：0964-43-5507
- (6) 管理者：佐々木 亜由美
- (7) 事業所の運営方針
  - ①利用者の人権、その人らしさを尊重し、生活歴を把握し、個別対応することで、認知症進行を防ぎ、在宅生活の継続を支援する。
  - ②（介護予防）通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
  - ③懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - ④介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

- ⑤常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(8) 開設年月日：平成 17 年 11 月 28 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：00
休業日	日曜日・12月31日～1月3日

(10) 利用定員：10名

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】（職員の配置に関しては、指定基準を厳守しています）

職 種	配置
管理者	1名（常勤で兼務）
生活相談員	1名以上
看護職（機能訓練指導員兼）	1名以上
介護職員	1名以上

### 4. サービス内容

- (1) 日常生活の援助 (2) 排泄介助 (3) 入浴介助 (4) 送迎  
 (5) 生活リハビリ (6) 食事の提供及び介護 (7) 健康状態の確認  
 (8) 相談・助言に関すること

### 5. サービス提供記録

- ① 事業者は、サービス提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間保管します。  
 ② 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。  
 ③ 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 6. ハラスメントの防止対策

当事業所では介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。
  - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - (2) 個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。  
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

## 7. 感染対策等

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 8. 虐待の防止

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立つサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所職員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 虐待防止のための措置を適切に実施するために、虐待防止担当者を配置します。

虐待防止に関する担当者：佐々木 亜由美

## 9. 身体的拘束の適正化について

原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとします。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して、危険が及ぶことが考えられるときは、利用者または家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行います。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行うこととし、議論を行い、早期に拘束を解除する努力をします。

## 10. 業務継続計画（BCP）について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. (介護予防) 認知症対応型通所介護利用料 (6時間以上7時間未満)

	利用料	サービス提供体制強化加算 (I)	入浴加算	合計 (介護保険一割負担分)	
				入浴あり	入浴なし
要支援 1	760 円	22 円	40 円	822 円	782 円
要支援 2	851 円	22 円	40 円	913 円	873 円
要介護 1	880 円	22 円	40 円	942 円	902 円
要介護 2	974 円	22 円	40 円	1036 円	996 円
要介護 3	1066 円	22 円	40 円	1128 円	1088 円
要介護 4	1161 円	22 円	40 円	1223 円	1183 円
要介護 5	1256 円	22 円	40 円	1318 円	1278 円

※但し、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

\*生活機能向上連携加算Ⅱ 200 円/月 (対象の方のみ)

\*サービス提供体制加算Ⅰ 22 円/日

\*介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 15.0%

\*若年性認知症利用者受入加算 60 円/日 (対象の方のみ)

\*7時間以上のサービスをご希望の際はご相談に応じます。

\*食事代：1食あたり 330 円

\*オムツ：1枚あたり 200 円

上記の支払いをうける場合、その他日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又は、利用者の家族に説明し同意を得たもの限り徴収します。

利用料のお支払い方法は、「自動振込み方式」を原則とします。毎月 10 日までに前月分の請求書を送付し、20 日に引き落としとさせていただきます。

\*入金確認後、領収書を発行します。

1 2. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 管理者 佐々木 亜由美  
 電話番号 0964-43-5507  
 受付時間 8時30分～17時30分

(2) 行政機関その他の苦情の受付窓口

各市町村役場	宇城市高齢介護課 電話 0964-32-1406
熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課	住所 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本市町村自治会館 5F 電話 096-214-1101(苦情相談専用) 受付時間 8:30～17:00

## 個人情報利用目的

医療法人社団仁水会（以下、「法人」という。）における個人情報の利用目的は以下の通りです。

### 《サービス提供に伴う利用目的》

- ・ 利用者等に提供する介護サービス
- ・ 他のサービス事業者、医療機関との連携
- ・ 他のサービス事業者、医療機関からの照会への回答
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ ご家族等への病状・心身状態等の説明
- ・ その他、利用者に係る事項

### 《介護報酬等の請求のための事務》

- ・ 法人での介護保険、公費負担に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払い機関へのレセプト等の提出
- ・ 審査支払い機関または保険者等からの照会への回答
- ・ その他、利用者への介護保険事務に関する利用

### 《管理・運營業務》

- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 損害賠償に係る保険会社等への相談または届出等
- ・ 当該利用者への介護・医療サービスの向上

### 《その他の利用目的》

- ・ 福祉・介護・医療サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 学生等の実習への協力
- ・ 介護の質の向上を目的とした事例研究等
- ・ 外部監査機関等への情報提供

※上記のうち、他の事業者・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。なお、お申し出がないものについては、同意いただけただけのものとしてお取扱い致します。